

# 食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

2月号

No.350

## I N D E X

- 巻頭言 ②
- 第12回「食品産業もったいない大賞」受賞者決定 ④
- 〈公正取引委員会〉  
フードサプライチェーンにおける商慣行に関する  
実態調査の中間結果及び情報の募集について ⑤
- 〈厚生労働省〉  
「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を公表しました ⑥
- 〈公正取引委員会〉  
「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」  
について ⑦
- 農林水産統計情報 ⑧

# 巻 頭 言

昨年の9月から12月までNHKラジオ第2放送の「まいにちドイツ語」応用編で「多和田葉子を読む」というシリーズが放送された。

別のところで書いたかもしれないが、私は毎日、目覚まし代わりとして7時にNHKラジオ第2放送にタイマーをセットしており、7時から8時まで1時間、語学放送が流れ続ける。目当ては7時15分からのスペイン語であるが、時間は7時にセットして15分からの毎日スペイン語に備えるようにしている。

私は大学でドイツ語を第2外国語として学んだが、全くものにならず現在に至っている。だから、この応用編のドイツ語が全然理解できないのであるがその多和田葉子という人に興味があって、毎回眠らないようにこの放送を聞くようにしていた。

多和田葉子という人は早稲田大学でロシア語を専攻した人であるが、高校時代から既にドイツ語を勉強していて、大学卒業後ドイツに渡り、ハンブルグ大学の修士課程、スイスのチューリッヒ大学で博士課程を修了。1982年以来、ドイツに在住してドイツ語と日本語で著作活動を続けているという異色の作家である。

多和田葉子という人を私が最初に知ったのは確か同氏の「献灯使」（英語版）が全米図書賞（翻訳部門）を受賞した記事を読んだことがきっかけであったかと思う。外国語を勉強している者として、あるいは外国語を使って仕事をしている者として、外国語で小説まで書く人はとにかくすごいと思うし、尊敬してやまないのである。

ちなみにこの全米図書賞（翻訳部門）は、日本では柳美里さんが「JR上野駅公園口」で受賞しているし、また昨年のノーベル文学賞を受賞した韓国の韓江（ハン・ガン）もこの賞を受賞している。

あまり気づいていない方が多いかもしれないが、多和田さんはノーベル文学賞の候補にも挙がっている人である。毎年ノーベル文学賞の発表の時期になると、日本のあちこちで村上春樹が受賞するかということが話題になり、その発表を待ち受ける催しがいたるところで開かれているところであるが、私は村上春樹の受賞も願いつつ、密かにこの多和田さんが受賞するのかもしれないとも思っていたところである。

私は外国語を学ぶ日本人として、このように外国語で小説などが書ける人は言葉に対してどう向き合っているのか、どういう発想をしどのように日々の生活をしているかなどに興味があって、多和田さんが書かれた「言葉と歩く日記」(岩波新書)や「エクソフォニー 母語の外に出る旅」(岩波現代文庫)などを読んでいるが、2か国語の極めた人のその言葉に関する繊細な感受性や外国語から見た日本語の特性や外国語と日本語、その他の言語の相互の影響し合いや発想の違いなど極めて興味深い。これは、日本語とドイツ語にとどまらずスペイン語や隣の韓国語など多言語にわたっていることが素晴らしい。

NHKの「まいにちドイツ語」で取り上げられたのは「言葉の網の中で書く」というタイトルのエッセーであった。ドイツ語の中における外来語の影響やドイツ語と他の言語とも発想の違いや同音異義語の世界などに伴う経験や視点を綴っている。印象に残っているのは、ドイツ人は身の回りの物を擬人化してみたり、ある知り合いの女性がうまく書けないボールペンにあたかも生き物に対するように八つ当たりしているのを見て多和田さんがこれはドイツ文化のアニミズムの表れではないかと思ったというくだりであった。

私はこういう多言語で活躍する人がもっと日本国内でも読まれるといいなと思っている。

この番組の講師をしていた早稲田大学教授の松永美穂さんがこの多和田葉子さんを取り上げたことをみて僭越ながらある意味えらいなと思ったところである。外国文学を専門としている日本の先生方はえてして、その言葉の達人となっている日本人には変な対抗意識があって正当に評価しない嫌いがあるが、この松永教授は、多和田さんの作品の翻訳をするだけでなくそのオペラ作品の上演に携わったり(日経夕刊2024年11月14日 あすへの話題)、同氏を高く評価していると言う謙虚な姿勢が私には大変素晴らしいと思われた。おそらく松永先生もご自身のドイツ語に自信があるのだと思う。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
会長 村上秀徳

# 第12回「食品産業もったいない大賞」 受賞者決定

当表彰は、食品産業の持続可能な発展に向け、「省エネルギー・CO2削減」、「廃棄物の削減・再生利用」、「教育・普及」等の観点から、実績を挙げている食品関連事業者並びに食品産業によるこうした取組を促進・支援している企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰するとともに、取組内容を広く周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力となると考え、これを大賞の冠名としています。

今年度は、全国から企業や団体、学校などから多数の応募がありました。いずれも「もったいない大賞」の理念にふさわしい優れた内容でしたが、先進性・独自性、地域性、継続性、経済性、波及性・普及性、地域温暖化防止・省エネルギー効果等の観点から審議を重ねた結果、下記6点の取組を選定致しました。

賞名	受賞者名/取組内容	所在地
農林水産大臣賞	◆4者連名：株式会社バローホールディングス 中部フーズ株式会社 一般財団法人日本気象協会 ソフトバンク株式会社	岐阜県多治見市 岐阜県多治見市 東京都豊島区 東京都港区
	「AIとビッグデータ（人流・気象データ）を活用した連携によるフードチェーン全体での食品ロス削減」 【取組内容】 店舗と惣菜工場のサプライチェーン最適化に向けた課題解決 AI需要予測の仕組み 「恵方巻き」廃棄ゼロを達成	
農林水産省 大臣官房長賞	◆株式会社流行（はやり）	山梨県上野原市
	「もったいないを形にした食べ物、それが「ソーセージ」～起源は食用動物のすべてを無駄なく包装材（腸）に詰めて保存したのがソーセージの始まり。時代と共にその神髄をカタチに～」 【取組内容】 「もったいない」を活かしたソーセージ開発 アニマルウェルフェアへの支援（命をいただく尊さへの想いを形に）	
	◆株式会社ライフコーポレーション	大阪府大阪市
	「持続可能で豊かな社会の実現に貢献する食品廃棄物削減の取り組み」 【取組内容】 食品残渣を活用したバイオガス発電事業 地域と共に（子ども食堂への商品寄贈、食や環境に関する出前授業）	
食品産業もったいない大賞 審査委員会審査委員長賞	◆一般社団法人福岡県フードバンク協議会	福岡県古賀市
	「地域の食品ロスを地域の福祉に活用 福岡県フードバンク協議会の取組」 【取組内容】 フードバンク新規設立支援 食品寄贈企業の新規開拓 フードドライブ支援	
	◆ヨシケイ開発株式会社	静岡県静岡市
	「～夕食で「もったいない」を言わさない～受注生産方式でレシピ付きミールキットをお届け」 【取組内容】 創業（1975年）以来、継続するミールキットのお届け カギ付きの「安心BOX」で再配達ゼロ	
	◆築野（つの）食品工業株式会社	和歌山県伊都郡かつらぎ町
	「「廃白土」と「脱脂米ぬか」を活用したキノコ培地の開発により食料自給率向上と産業廃棄物削減を実現」 【取組内容】 こめ油の製造工程で生じる「廃白土」の有効活用 長野県野菜花き試験場との共同研究によりキノコ収量等の実証	

「食品産業もったいない大賞」の表彰式及び事例発表会は、令和7年1月31日（金）に内幸町ホール（東京都千代田区）で行われました。事例内容詳細については、今後「食品産業もったいない大賞」ホームページ内でご紹介します。

<問い合わせ先> 業務部 杉本 TEL：03-5809-2176

# 〈公正取引委員会〉 フードサプライチェーンにおける 商慣行に関する実態調査の 中間結果及び情報の募集について

公正取引委員会から、昨年12月20日、標記実態調査及び情報募集について周知依頼がありましたので、以下にその概要をご案内します。

1. 公正取引委員会は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」の観点から、飲食料品の製造業者・卸売業者・小売業者間の取引（以下「フードサプライチェーン」といいます。）における商慣行について実態調査を実施することとし、昨年9月、関係事業者に対してWebアンケートを開始しました。

Webアンケート調査の回答結果の概要は、別紙（フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査 Webアンケート結果の概要）のとおりです。

## 本実態調査で想定している問題行為（例）

### 【小売業者による不当な返品・受領拒否等】

- ・ 製造業者等に（需要予測を上回る）大量発注を行い、売れ残った食品を不当に返品すること。
- ・ 返品コスト（輸送・廃棄コスト等）を製造業者等に不当に負担させる（不当に経済上の利益を提供させる）こと。
- ・ 3分の1ルール（納品期限が迫っていること等）を理由に不当に受領拒否等を行うこと。
- ・ 製造業者等が発注数量分を納品できなかった場合、自然災害、悪天候等の理由の如何を問わず、製造業者等に不当に補償金の支払等を要請すること。

2. 今後、公正取引委員会は、フードサプライチェーンにおける商慣行に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、関係事業者から詳細なヒアリングを行います。

また、公正取引委員会のウェブサイト上に下記の情報提供フォームを設置し、ヒアリングの対象にならない事業者から、広く情報を募集いたします（募集期限：令和7年3月31日（月）午後6時）。

フードサプライチェーンにおける商慣行に関する情報提供フォーム

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/foodsupplychain.html>

3. 公正取引委員会は、令和7年6月頃を目途に、上記のヒアリング結果及び提供情報を踏まえ、実態調査報告書を取りまとめる予定です。本実態調査の結果、独占禁止法上問題となり得る行為が認められた場合には、その結果を公表して広く周知し、フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図ってまいります。

### （参考）

（令和6年12月20日）

「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の中間結果及び提供の募集について」

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241220\\_foodsupplychain\\_hombun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241220_foodsupplychain_hombun.pdf)

（令和6年12月20日）

「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の中間結果及び提供の募集について」（別紙）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241220\\_foodsupplychain\\_gaiyou.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241220_foodsupplychain_gaiyou.pdf)



# 〈厚生労働省〉「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を公表しました

1. 厚生労働省では、昨年12月26日、「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を取りまとめ「外国人労働者に特化した、賃金や入職経路、入国費用等に関する初の調査」との副題とともに公表しました。

この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、前職に関する事項等についてその実態等を産業別、在留資格別等に明らかにすることを目的として、今般初めて実施されたものです。

本調査は、雇用保険被保険者5人以上で、かつ、外国人労働者を1人以上雇用している全国の事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者を対象としており、調査客体として抽出された9,450事業所のうち有効回答を得た3,534事業所及び11,629人について集計したものです。

## 2. 【調査結果の主なポイント】

### ＜事業所調査＞

○ 外国人労働者数（雇用保険被保険者数5人以上事業所）は約160万人。在留資格別にみると「専門的・技術的分野」が35.6%、「身分に基づくもの」が30.9%、「技能実習」が22.8%となっている。

#### [1 きまって支給する現金給与額、実労働時間]

○ 「月間きまって支給する現金給与額」（一般労働者）は267.7千円〔所定内実労働時間155.8時間、超過実労働時間19.8時間〕。

【在留資格別（一般労働者）】〔 〕内は順に所定内実労働時間数、超過実労働時間

・専門的・技術的分野	285.9千円	〔158.6時間、17.5時間〕
・うち特定技能	232.6千円	〔159.9時間、23.8時間〕
・技能実習	204.1千円	〔163.2時間、26.2時間〕
・身分に基づくもの	302.3千円	〔149.5時間、18.5時間〕

#### [2 外国人労働者を雇用する理由]

○ 外国人労働者を雇用する（複数回答・事業所計）をみると、「労働力不足の解消・緩和のため」が最も高く64.8%、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が56.8%、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が18.5%、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が16.5%となっている。

#### [3 外国人労働者の雇用に関する課題]

○ 外国人労働者の雇用に関する課題（複数回答・事業所計）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も高く44.8%、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が25.4%、「在留資格によっては在留期間の上限がある」が22.2%、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」が19.6%となっている。

### ＜労働者調査＞

○ 国籍・地域別では、ベトナムが29.8%と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が15.9%、フィリピンが10.0%となっている。

#### [1 入職経路（入職前居住地：日本）]

○ 現在の仕事への入職前居住地が日本だった者について、その入職経路をみると、「知人、友人」が最も多く43.0%、次いで「求人広告（求人情報誌、インターネット）」が19.3%、「日本国内の民間紹介会社」が9.9%、「その他」が6.2%となっている。

#### [2 入職経路（入職前居住地：日本以外）]

○ 現在の仕事への入職前居住地が日本以外だった者について、その入職経路をみると、85.2%が紹介会社や個人からの紹介等を受けており、その内訳をみると、「出身国・地域の紹介会社・個人」が最も多く51.5%、次いで、「日本国内の紹介会社・個人」が13.5%、「出身国・地域のその他機関」が12.0%、「出身国・地域の語学学校」が9.9%となっている。

#### [3 入職に要した費用]

○ 入国までにかかった費用総額をみると、「20万円以上40万円未満」が23.0%、「20万円未満」が19.2%、「80万円以上100万円未満」が14.3%となっている。

#### [4 就労上のトラブル]

○ 今の仕事をする上でのトラブルや困ったことについてみると、「なし」が82.5%、「あり」が14.4%。「あり」の者について、そのトラブルの内容（複数回答）をみると、「紹介会社（送出し機関含む）の費用が高かった」が19.6%、「トラブルや困ったことの相談先がわからなかった」が16.0%、「事前の説明以上に高い日本語能力が求められた」が13.6%、「その他」が34.5%となっている。

#### [5 転職時の賃金変動（前職：日本国内）]

○ 前職の場所が日本国内である外国人労働者の転職による賃金変動状況をみると、約6割が増加、約16%は減少している。在留資格別にみると、専門的・技術的分野のうち技術・人文知識・国際業務では「10%以上30%未満増加（29.1%）」、「30%以上増加」（26.8%）が多く、留学生、特定技能や定住者では「変わらない」（それぞれ50.7%、28.2%、25.1%）が多い。技能実習では「10%以上30%未満増加」（21.2%）もいるが、「10%以上30%未満減少」（17.7%）もいる。

※ 労働者調査については、全て母国語で調査したのではなく、日本語、英語（オンライン回答の場合にはこれらに加え、中国語、ベトナム語、ポルトガル語）で調査を実施した。

3. 詳細につきましては、以下の厚生労働省のHPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46975.html)

# 〈公正取引委員会〉「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」について

昨年12月16日、公正取引委員会が上記の特別調査について結果を公表しました。そのポイントは以下のとおりです。

## 1. 調査の概要

- (1) 通常調査（書面）（対象事業者数 110,000名）
  - ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
  - ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
  - ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。
- (2) 令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）
  - ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。
- (3) 労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査
  - ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取

## 2. 調査の主な結果

- (1) 独占禁法Q&A（参考1）に該当する行為が認められた発注者6,510名（回答者に対する割合17.3%）に対し、注意喚起文書を送付。  
農林水産省が主として関係する業種：協同組合498名（19.1%）、食料品製造業236名（18.7%）、飲食料品卸売業213名（18.1%）、飲食料品小売業107名（12.0%）、酪農業・養鶏業23名（12.8%）
- (2) 労務費転嫁交渉指針（参考2）の発注者としての行動指針及び発注者・受注者共通の行動指針のうち、一つでも行動指針に沿った行動を採らなかった発注者9,388名（回答者に対する割合30.1%）に対し、優越的地位の濫用の未然防止及び労務費の転嫁円滑化の観点から、注意喚起文書を送付  
農林水産省が主として関係する業種：協同組合482名（22.7%）、食料品製造業286名（26.7%）、飲食料品卸売業248名（24.7%）、飲食料品小売業122名（15.9%）、酪農業・養鶏業21名（14.0%）
- (3) 労務費転嫁交渉指針の認知度（R6年5月末時点） 全体48.8%  
農林水産省が主として関係する業種：協同組合47.4%、食料品製造業40.5%、飲食料品卸売業38.8%、飲食料品小売業30.2%、酪農業・養鶏業27.5%
- (4) 受注者が価格転嫁を要請した場合における「全て」又は「多く（7～9割）」の商品・サービスで引き上げられたと回答した割合 全体80.7%（※小売業除く）  
農林水産省が主として関係する業種：協同組合87.0%、食料品製造業92.1%、飲食料品卸売業88.9%、酪農業・養鶏業80.4%

## 3. 今後の主な対応

- (1) 今回の公表では、個別事業者名の公表はなし。  
相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。
- (2) 令和6年度調査において、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった6,510名及び労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書送付の対象となった9,388名に対しては、令和7年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- (3) 令和7年度においても、労務費転嫁交渉指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について重点的に調査を実施するなど、事業者間における価格転嫁円滑化に関する調査を継続して実施。
- (4) 今後とも、より一層労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら、労務費転嫁交渉指針の更なる周知を行っていく。  
あわせて、労務費以外のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方についても更なる周知。

### （参考1）独占禁法Q&A

下記①又は②に該当する行為が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

### （参考2）労務費転嫁交渉指針

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。

本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することとしている。

詳細は以下のHPをご覧ください。

URL : [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216\\_tokubetucyosakekka.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html)

本文 [https://www.jftc.go.jp/241216\\_tokubetsuchousakekka\\_honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/241216_tokubetsuchousakekka_honbun.pdf)

別紙 [https://www.jftc.go.jp/241216\\_tokubetsuchousakekka\\_bessi.pdf](https://www.jftc.go.jp/241216_tokubetsuchousakekka_bessi.pdf)

概要 [https://www.jftc.go.jp/241216\\_tokubetsuchousakekka\\_gaiyou.pdf](https://www.jftc.go.jp/241216_tokubetsuchousakekka_gaiyou.pdf)

# 農林水産統計情報

## 令和6年4月～令和7年3月までの公表予定より

([https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index\\_nenkan\\_r6-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r6-7.pdf))

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、2月に掲載予定されている生産・流通に関する資料名の一部を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
作物統計調査 令和6年産かんしょの作付面積及び収穫量	全国・主産県別・田畑別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和6年産春植えばれいしょの作付面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の作付面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和6年産日本なし、ぶどうの結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の結果樹面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和6年産茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量（主産県）	主産県別の摘採実面積、摘採面積、10a当たり生葉収量、生葉収穫量及び荒茶生産量	生産流通消費統計課
特定作物統計調査 令和6年産こんにゃくいもの栽培面積、収穫面積及び収穫量	全国・農業地域別・都道府県別の栽培面積、収穫面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
特定作物統計調査 令和6年産小豆、いんげん及びらっかせい（乾燥子実）の収穫量	小豆、いんげん及びらっかせいの全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課

### 編集後記

▶ 今年のカレンダーを見ると節分が2月2日であることに気付いた。節分が2月2日になるのは閏年で解消しきれなかった時間のズレを調整するため、2021年以来4年ぶり、その前は1897年だそうだ。

幼少のころ住んでいた青森県の節分の豆は落花生だった。先生が学校の2階のからまいてくれる落花生を集めて食べるのが楽しかった。殻があるし落ちて雪の上なので汚れることもない。大人になり東京に住んでいる今は大豆をまくが、個人的は落花生のほうがいいのと思う。掃除がしやすいうえに食べやすいからだ。今年も頑張って歳の数だけ食べようと思う。(S)

編集

食流機構 ◆2025年2月号／通巻350号 ◆令和7年2月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F  
☎ 03-5809-2175 📠 03-5809-2183  
✉ ofsi@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

総務部 ☎ 03-5809-2175  
 業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。